

「令和3年度あおもり工芸品販売体制構築業務」 委託仕様書

1 目的

個人製造者向けの取組として、「工芸品を売る人財」を育成する。

併せて、小規模事業者向けの取組として、首都圏で開催される「東京インターナショナル・ギフト・ショー春 2022」に青森県ブースを出展するものである。

※工芸品を売る人財・・・製造者のサポート機能（商品のブラッシュアップ、プロモーション、営業、販売後のフォローなど、「作る」以外のトータルサポートを行う）を有する卸売や営業代行等を行う人財

2 業務委託期間

契約締結の日～令和4年3月18日（金）

3 業務の内容

（1）「工芸品を売る人財」の体制づくり

「工芸品を売る人財」（以下、売り手）が県内工芸品製造者等（以下、作り手）の工房等を訪問しながら作り手の課題等をヒアリングし、マッチングを図る際の補助（ここで言う補助とは、作り手とのコミュニケーション方法や契約形態に係る助言等を想定している）をすること。

なお、売り手は県が公募により選定し、概ね4者程度の育成を目標とすることとし、作り手についても別途県が公募することとする。

（2）「工芸品を売る人財」の能力向上

①個別指導の企画・運営

売り手を対象に、工芸品業界の市場調査から作り手の販路開拓をサポートするための個別指導や、(3)の販路開拓に向けた準備の進捗状況の確認、販売後のフォローアップを実施するものとし、企画・運営、アドバイザーの手配・謝金の支払い、必要な資料の作成等に係る業務を行うこと。

アドバイザーは、売り手及び作り手を支援することができる者を選定・派遣し、商品や契約形態・条件等のアドバイスから(3)の販路開拓の個別サポートまで行うこと。

ただし、受託者が上記内容を遂行できる場合は、この限りではない。

なお、会場の手配・借り上げ料の支払いが必要となった場合は、別途県が負担する。

- ・開催回数：概ね5回程度（うち1回は販売後のフォローアップに充てること。）
- ・開催場所：県内（別途県との協議により決定する。）

- ・開催方法：工房訪問による個別指導、売り手同士の交流が可能な研修会の開催等
- ・対象者：売り手（作り手の参加も可とする。）

②個別指導の実施結果報告

個別指導終了後、指導内容等についてまとめた報告書を作成し、県に提出すること。

（3）「工芸品を売る人財」の販路開拓

県内外向けの BtoB の取組や BtoC の取組を実施することにより、売り手及び作り手の販路開拓を支援すること。取組内容（実施方法、開催回数等）については、提案事項とする。

実施に係る全体運営、会場の手配・借り上げ料の支払い、ディスプレイ、商品管理、売り手との連絡調整、アドバイザーの手配、必要な資料の作成等に係る業務を行うこと。
なお、アドバイザーへの謝金・費用弁償の支払いが生じた場合は、別途県が行う。

（4）「東京インターナショナル・ギフト・ショー春 2022」への青森県ブース出展

①出展者選定に係るアドバイス

出展者の選定に際して、県に対してアドバイスをを行うこと。

②出展前研修会の企画・運営

出展者を対象に、出展に係る基礎知識や商談手法等についての出展前研修会を開催するものとし、企画・運営、アドバイザーの手配、必要な資料の作成等に係る業務を行うこと。国内外のバイヤー等に対して訴求力のある工芸品を出品するため、アドバイザーは、展示手法や商談手法等に関するアドバイスをを行うことができる者を選定・派遣すること。

なお、アドバイザーへの謝金・費用弁償の支払い、研修会場の手配及び借り上げ料の支払いは別途県が行う。

- ・開催回数：県内 1 か所程度×概ね 2 回程度
- ・開催場所：県内（別途県との協議により決定する。）
- ・対象者：出展者

③パンフレット等の作成、情報発信

出展前の広報用及び見本市での配布用パンフレットを作成すること。パンフレットの規格（掲載内容、構成）及び作成部数等は、活用方法と併せて提案事項とする。

主催者が発行する招待券の送付先として、見本市への来場が見込まれるバイヤー等、本県工芸品の魅力を発信するのに適した名簿を作成すること。

出展の告知や出品する工芸品の魅力を広く伝えるための情報発信を行うこと。情報発信の方法については、提案事項とする。

④青森県ブースの企画・運営全般

ア) 出展ブース確保、ブースデザイン、主催者や出展者との連絡調整、出展に係る事務手続を行うこと。

- ・青森県ブースとして、県及び主催者と調整の上、2小間確保すること。
- ・バイヤーが立ち寄りやすく訴求力のあるブースコンセプト、デザイン、配置を企画すること。
- ・主催者や出展者との連絡調整、書類作成・提出など、出展に係る必要な手続き等を行うこと。
- ・小間料、装飾及び設営に係る経費は委託料に含むものであり、受託者が主催者等に支払うこと。

<東京インターナショナル・ギフト・ショー春 2022 の概要>

- ・会期：令和4年2月8日（火）～10日（木）（予定）
- ・会場：東京ビッグサイト
- ・来場者：約30万人（昨年度実績：約10万人）
- ・入場対象者：パーソナルギフトマーケットに携わる国内外の流通関係者
- ・出展者数：約3,000社（昨年度実績：約1,500社）

<青森県ブースの概要>

- ・小間数：2小間
- ・出展ゾーン：LIFE×DESIGN
- ・出展者数：県内工芸品製造者等8者程度

イ) 青森県ブースの設営・出展期間中の運営全般

- ・展示に必要な什器等を用意し、ブースの施工、装飾、商品ディスプレイを行うこと。
- ・パンフレットの配布や出展商品のPR等を補助し、出展者とバイヤーとの商談が円滑に進められるようサポートすること。

ロ) 会期中の商談状況の報告

- ・会期中の名刺交換状況や商談状況を出展者毎に取りまとめて報告すること。

ハ) 青森県ブースの撤去

- ・会期終了後、青森県ブースの撤去を行うこと。

⑤出展後研修会の企画・運営

出展者を対象に、出展後のバイヤーへのアプローチ方法や出展結果を受けて今後の販路開拓に向けたアドバイス等を行う出展後研修会を開催するものとし、当該研修会の企画・運営及び必要な資料の作成に係る業務を行うこと。

なお、研修会場の手配及び借り上げ料の支払いは別途県が行う。

- ・開催回数：県内1か所程度×概ね1回程度（リモートによる実施も可とする。）

- ・開催場所：県内（別途県との協議により決定する。）
- ・対象者：出展者

⑥報告書の作成

出展終了後に、出展者に対して商談状況や出展結果等についてヒアリングを実施し、その結果及び出展後研修会の内容等を出展者毎に取りまとめて報告書を作成し、提出すること。

4 成果品

(1) 本業務完了後、令和4年3月18日（金）までに下記の書類を提出すること。

- ・委託業務完了届 1部
- ・業務実績報告書（概要版及び詳細版） 1部
概要版：業務全体の実績をまとめた報告書
詳細版：上記3（2）②及び（4）⑥で作成した事業者毎の報告書
- ・電子データを収録したCD-RまたはDVD-R 1枚
本事業における製作物及び商品画像等の電子データ

(2) 納品場所

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県商工労働部地域産業課 地域資源活用推進グループ

5 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

受託者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。本事業の実施に係る責任者を配置すること。

(2) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

6 知的財産権の取扱い

受託者は、本委託業務の実施のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処すること。

7 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的に行ううえで必要と思われる業務については、書面により

青森県の承諾を得て、業務の一部を委託することができる。

8 その他

- (1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、青森県及び受託者の協議により業務を進めるものとする。
- (2) 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を作成し、青森県の承認を得ること。
- (3) 受託者が本委託業務において制作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む）及び所有権は、全て県に帰属するものとする。
- (4) 天変地異その他やむを得ない事由により仕様内容の一部が遂行できない場合は、委託料の額を変更するものとする。